

令和7年4月16日

**消費者支援ネット北海道と株式会社テーオーハウジングとの間の
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下「消費者支援ネット北海道」という。）が、株式会社テーオーハウジング（以下「テーオーハウジング」という。）に対し、テーオーハウジングが消費者との間で訪問販売に係る工事請負契約を締結する際に使用している「工事請負契約約款」の一部条項（以下「本件条項」という。）について、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第10条第1項第3号及び第4号^(※1)に違反するとして、本件条項の使用中止又は変更を求めた事案である。

(理由)

消費者たる注文者が、テーオーハウジングとの間で締結した契約を解除した場合に、注文者が賠償すべき金額が、テーオーハウジングが既に支出した費用及び出来高に応じた報酬並びにテーオーハウジングが将来期待できた報酬の合計とする旨を定める本件条項は、消費者たる注文者が契約を解除した場合に賠償すべき金額にテーオーハウジングが将来期待できた報酬を含めるものであるところ、これは特定商取引法第10条第1項第3号及び第4号に定める額にこれらに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額を賠償すべき金額に含めるものであり、当該超える部分は特定商取引法第10条第1項第3号及び第4号に違反する。

(※1) 特定商取引法

（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第十条 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供者を受ける者に対して請求することができない。

一・二 [略]

三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額

四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 [略]

(注) 上記差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

消費者支援ネット北海道は、令和6年7月30日、テーオーハウジングに対する申入れを開始し、テーオーハウジングにより申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、同年12月13日、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（法人番号 7430005005201）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社テーオーハウジング（法人番号 2430001070286）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※2)の概要

なし

(※2) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条及び第28条参照）。

以上

消費者庁消費者制度課

電話番号:03-3507-8800(代表)

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html